く注意事項等>

【ロゴマーク及びイメージ動画共通】

- 一人何点でも応募可。ただし、一作品ごとの応募とします。
- ・応募作品は返却しません。
- ・応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。
- ・応募者の個人情報は、今回の募集に必要な業務以外には使用しません。ただし、 受賞者の氏名、住所地の市町村名及び作品は公表します。
- ・盗用、引用などこれらの条件に違反していたことが発覚した場合は、失格としま す。

【ロゴマーク】

- ・受賞作品の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利)その他一切の権利等は、愛知県に帰属するものとします。受賞者は当該作品に関し、著作者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条に規定する権利)に基づく権利行使は行わないこととし、愛知県がエシカル消費普及啓発ロゴマークに採用することを認めることとします。また、採用作品について、愛知県が商標登録することを認めることとします。
- ・採用作品は、必要に応じデザインや色彩などを一部補正・補作する場合がありま す。
- ・応募作品は、商標登録及び意匠登録していない自作の未発表作品に限ります。 また、知的財産権、第三者が有するいかなる権利をも侵害しないものとします。

【イメージ動画】

- ・応募作品の著作権は、応募者等に帰属するものとします。
- ・受賞者は、愛知県及び愛知県が認めた第三者に対し当該作品を無償で利用する権利を許諾するものとします。
- ・受賞者は、受賞作品に関する著作者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条までに 規定する権利)及び実演家人格権(著作権法第 90 条の 2 から第 95 条の 3 までに 規定する権利)について、愛知県及び愛知県が認めた第三者による上記利用に対 して行使しないこと及び行使させないことに同意するものとします。
- ・応募作品は、商標登録及び意匠登録していない自作の未発表作品に限ります。また、知的財産権、第三者が有するいかなる権利をも侵害しないものとします。
- ・被写体が人物の場合、作品の公表については御本人(被写体)の承諾を得ること とします。(被写体が未成年者の場合は保護者の同意が必要)
- ・制作者名や出演者名等は動画内に表示しないようにしてください。
- ・次に掲げる事項に該当する又は該当するおそれがあるものは、審査対象から除外します。
 - ①法令等に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
 - ②公序良俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
 - ③第三者を誹謗中傷したり、プライバシーを侵害したりするもの
 - ④企業・商品等の宣伝又は政治目的、宗教勧誘等、特定のイデオロギーの宣伝も しくは勧誘を意図するもの
 - ⑤その他愛知県が不適切と判断したもの